

21 莊園の人々

～室町時代の莊園～

蒲御厨は、12世紀の初めに成立した伊勢神宮内宮の莊園で、天竜川と馬込川に挟まれた地域

(浜松市東区)に所在した。鎌倉幕府が成立すると北条時政が地頭となり、その後も北条氏が地頭職を継承した。在地の経営は開発領主の流れをくむ蒲氏が担い、伊勢内宮より「蒲御厨檢校職」(莊園の現地管理者)に任ぜられていた。室町幕府が成立すると高師泰が地頭職を得たが、観応年間(1350～52)には幕府の御料所となり、1391(明德2)年、3代将軍足利義満が、東塔再建の財源として東大寺に寄進して東大寺領莊園となった。

1 蒲御厨における半済

〈史料1〉は、蒲御厨の安間郷について、東大寺の東塔再建の料所であるので、半済を停止して東大寺の雑掌(東大寺より派遣された莊園の現地管理者)に支配権を引き渡すようにと、管領斯波義将が將軍足利義満の命令を遠江守護今川仲秋に伝えた管領奉書である。

観応の擾乱に際して近江・美濃・尾張3か国に出された半済令はやがて全国に拡大され、守護はこれを利用して在地支配を進めていった。14世紀後半の遠江の守護は、今川範国・今川貞世・今川仲秋と受け継がれた。蒲御厨が東大寺に寄進された1391年から1397(応永4)年までに守護による半済が行われ、莊園領主である東大寺による現地支配と東塔再建資金の確保に支障をきたしていたのである。

〔史料1〕
東大寺雑掌申遠江国蒲御厨内安間郷事、為嚴重塔婆料所之上者、早止半済之儀、一円可被沙汰付雜掌之由、所被仰下也、仍執達如件
応永四年十二月十三日 沙弥在判
今河右衛門佐入道殿
〔静岡県史〕資料編6中世二 614頁

〔史料2〕
東大寺領遠江国蒲御厨事、為守護使不入之地、段錢并檢断以下諸公事所免除之状如件
応永三十年九月十二日
〔静岡県史〕資料編6中世二 798頁
〔史料3〕
東大寺衆徒僉議曰、
遠州蒲御厨国方大谷入道狼藉事
右当寺者、為大伽藍修造之料所、御寄附異他之地也、然而動守護方及違乱之間(中略)百姓等依難應其役、捨住屋令逃散一處、守護使猶以の乱入、奪取財産一擲取百姓等一条、先代未聞之悪行、(中略)衆徒僉議如斯
応永卅年十一月 日
〔静岡県史〕資料編6中世二 800頁

2 守護の乱妨

この後も守護による莊園支配の妨害は続き、1423(応永30)年9月には足利義持が、守護使不入を確認して段錢以下の諸賦課の免除を東大寺に伝えている(史料2)。しかしながら守護方の狼藉は止まず、同年11月には守護使大谷入道が段錢の徴収を画策し、東大寺の抗議にもかかわらず70余人で御厨に乱入するという強行措置をとった。御厨の百姓らはその負担には応じ難いと家屋を捨てて逃散

したが、守護使は百姓の財産を没収するという「先代未聞の悪行」に出た(史料3)。

年貢未進などにより百姓の財産が差し押さえられることを檢封というが、守護方はこれに準じ

たのであろう。このように荘園の在地支配をめぐる守護と領主の対立は繰り返され、領主方は守護の非法を幕府に訴えて荘園経営の維持をはかろうとした。

3 百姓の抵抗

在地の百姓は、ある時は荘園領主と結んで守護の非法と対決したが、ある時は領主の支配に抵抗した。〈史料4〉によれば、蒲御厨の公文（在地で百姓の支配と年貢の徴収・納入を行い、30

目安
遠江国蒲御厨諸公文御百姓等謹言上、

〔中略〕
一就「徳政事」、引問倉去正月十六日強人焼捨候、御百姓種食共ニ彼倉ニ質ニ置悉失候、迷惑之処ニ結句早越条々、計会不_レ及_レ申候、

〔中略〕
康正二年十二月十三日 蒲諸公文御百姓等
油倉へ参
御奉行所

〔静岡県史〕資料編6中世二 100頁

〔史料5〕
乍_レ恐_レ以_二内状_一又申上候、引問吉良殿ノ御代官二月之時分、同吉良殿へ申上候□細ハ、蒲面々内ニ_{〔遠江国長上郡〕}檢校一族等ひるた孫衛門・河井隼人・同孫六・藤五郎・刑部四郎已上六人、徳政之張本之由を申上候、〔中略〕乍_レ恐_レ以_二内状_一申入候、恐惶謹言、

卯月十九日 義賢（花押）

進上 油倉御房人々御中
まいる

〔静岡県史〕資料編6中世二 108頁

人ほどいた）・百姓らが、1456（康正2）年の正月に引間市（浜松）で起きた徳政一揆によって、土倉に質入していた種_{たね}が焼き払われたとして、蒲御厨の経営を担当していた東大寺の油倉（造営事務を担う機関）に年貢の減免を求めている。一方、引間市を管理する吉良氏の代官が、吉良氏に蒲御厨の檢校一族の6人が「徳政の張本」として関与していると訴えており、これに対して東大寺の代官（東大寺より派遣された荘園の現地管理者）石田義賢が6人の弁護を行っている〈史料5〉。

公文・百姓らが領主への年貢減免要求の一因にあげた徳政一揆の張本に、檢校の一族が参加していたとなると、公文・百姓らもなかなかしたたかである。

さて、公文・百姓の利害は必ずしも一致していたわけではなく、事案によっては領主への対応が割れた。蒲御厨は用水使用にかかわって東方・西方に分かれていたが、西方の百姓が損免を求めて逃散を企てたのに対して、公文河井清友は損免の要求は東西一致して行動すべきなので不同意であるところを非難している〈史料6〉。

蒲御厨の史料には、荘園の経営・支配をめぐる領主・守護・百姓らの動きが生き生きと語られており、その様子を今に伝えている。

〔史料6〕
就_二地下逃散之事_一預_二御書_一候、千万_一畏入存候、抑_二今度之子細者_一、就_二損免之事_一、西方一等_二逃散之由被_二相催_一候へ共、我々事ハ不_二同申_一候、其子細者、損免之事などハ、東西同心_三可_レ申候、〔中略〕定_二巨細者庄主様_一より可_レ有_二御注進_一候、恐惶謹言

〔康正二年乙〕
十一月十三日 河井入道
〔道閑（花押）〕

進上 大行事殿
貴報

〔静岡県史〕資料編6中世二 100頁

〈参考文献〉

『静岡県史』通史編2中世